平成２４年（フ）第２５４号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―1114号
債務者　吉良山雅英
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３２号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地53棟307号
債務者　橋本　　太
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地５―403号
債務者　古谷咲代子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第３０２１号
名古屋市中川区荒子１丁目102番地　ドエル荒子102号
債務者　毛路　康子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９４号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の１　アーバンラフレ志賀７棟106号
債務者　五藤美千代
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８号
滋賀県甲賀市甲賀町田堵野1077番地１
債務者　溝上　淳子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ12番４―102号
債務者　菱山　佳信
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６７号
神奈川県横須賀市坂本町２―15　甲田貸家A、住民票上の住所神奈川県鎌倉市扇ガ谷１丁目９番３号
債務者　原口　　進（旧姓小木曽）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６９号
神奈川県三浦市初声町下宮田813番地１　小松ハイムＢ―101
債務者　梶　　誠司
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市佐原５丁目４番２―401号
債務者　佐々木やよい
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０号
和歌山市東紺屋町22番地の２　シティプラザ東紺屋町304号
債務者　川口　恵美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１号
和歌山市和田691番地、住民票上の住所和歌山市園部637番地の１
債務者　岡本　多希
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
和歌山市内原161番地の７
債務者　梅田伊都子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３号
和歌山市布引840番地の11
債務者　福山　和美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2243番地の１
債務者　井上　昌也
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
山口県周南市大字久米1289番地の10　サンライズ富士205号
債務者　宮崎　真一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５２号
山口県防府市三田尻１丁目３番47号　藤本ハイツ７号
債務者　藤本　　勲
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係